

日本遺産「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡」
～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～

御嶽昇仙峡エリアに係る総合学術調査（無形民俗文化財並びに有形文化財等）
業務委託仕様書

1 目的

「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡 ～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～」が、令和2年度の日本遺産に認定された。その中心地である御嶽昇仙峡は、日本一の渓谷美を誇り、昭和28年に国の特別名勝に指定され、自然豊かな景勝地として有名となり、豊富な水と森林資源に囲まれ、多くの人々がこの地で生活を営み、その中で文化を育んできた。

本業務では、鎌倉時代に建立され、多くの参詣客で賑わった金櫻神社を中心とする信仰をはじめ、民俗芸能や文化財、さらには、日本一のジュリー産地の礎を築いた水晶加工やその歴史など、人々の暮らしや文化に焦点をあて、景観だけではなく、御嶽昇仙峡エリアの文化の奥深さを広く伝えるため総合学術調査を実施するものである。

2 業務名

御嶽昇仙峡エリアに係る総合学術調査（無形民俗文化財並びに有形文化財等）業務

3 業務期間 契約日から令和4年2月28日

4 業務内容

(1) 学術調査の実施

当該目的を達成するため、次の項目について学術的な見地から調査を実施する。

① 民俗芸能

能三番（上黒平、下黒平）、金櫻神社の大々神楽等、当該日本遺産に係る対象エリア内の民俗芸能

② 文化財

御嶽昇仙峡エリアにおける未指定も含めた文化財

③ 信仰

金峰山信仰と御嶽道

④ その他、当該日本遺産に係る事項

ア 水晶加工の歴史

イ 御嶽昇仙峡開削の歴史と文学・芸術

ウ その他、必要と思われる分野に係る事項

なお、本調査の実施方法等については提案による。

(2) 委員会等の設置

(1) の業務を達成するため、委員会等を設置すること。委員会の委員長は、上記分野について、学術的な見地を有している者とし、各分野の調査員等については、当該分野に精通している者を選出すること。

(3) 委員会等の開催

(1) の業務について、各分野における状況報告及び報告書の作成等を行うため、(2) の調査員を集め、契約期間終了までに2回程度委員会等を開催すること。(WEB会議可)

(4) 調査報告書及び概要版の作成及び印刷

学術調査実施後、各分野を取りまとめた報告書を作成すること。報告書の内容については、伝わりやすい文言で表すこと。さらに、概要版も作成すること。概要版については、報告書より平易な文言で表し、より多くの方々が興味をいざく内容とすること。また、作成した、報告書並びに、概要版はそれぞれ印刷すること。

5 成果品等

(1) 調査報告書 (A4判、両面カラー) 5部

(2) 概要版 (A4判、両面カラー、16ページ以内) 100部

(3) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

(4) 開催した委員会等の議事録

(5) 上記(1)～(4)に係る電子データ

6 留意事項

(1) 成果品としての調査報告書及び概要版の著作権は発注者に帰属する。

(2) 受注者は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57条)、山梨県個人情報保護条例、甲府市個人情報保護条例及び甲斐市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(3) 調査地は国の特別名勝及び国立公園地内であることから、自然公園法及び文化財保護法等関係法令を遵守すること。

(4) 受注者は、本業務の完了後において、不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正を行わなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

(5) 著作権及び肖像権等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(6) 本業務において、第三者からの権利侵害の訴えその他紛争等が生じた場合は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。さらに、発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(7) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、記載のない事項が発生した場合は、発注者の担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。